

春日井市都市緑化植物園グリーンピアコンサート実施基準

1 趣旨

この基準は、公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団（以下「財団」という。）が行うグリーンピアコンサートの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

この基準の位置づけは、春日井市都市緑化植物園事業委託契約を補完するものである。

2 実施場所

グリーンピアコンサートで利用できる施設は、緑と花の休憩所とする。ただし、楽器の編成等によりやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 実施可能日及び実施時間

グリーンピアコンサートは、市長が定めた日に、都市緑化植物園の開園時間内に実施しなければならない。

4 内容

グリーンピアコンサートは、公共施設に相応しい各種演奏会、コーラスその他市長が適当と認める内容でなければならない。

5 参加者

財団は、次の各号のいずれにも該当する者又はそれ以外の者であって市長の承認を得たものを参加者として選定し、グリーンピアコンサートに参加させることができる。

- (1) 市内に在住、在勤若しくは在学している者又はこれらの者10人以内で構成される団体
- (2) 年度内において初めて参加することとなる者
- (3) 参加しようとする期間が準備及び片付けを含め1日である者
- (4) 次項各号に掲げる注意事項を遵守することを確約した者

6 実施上の注意

財団は、グリーンピアコンサートに参加させる場合にあっては、参加者が次に掲げる事項を遵守するよう必要な監督をしなければならない。

- (1) 椅子、机、演奏等に係る機材等の設置及び撤収は、参加者が行い、既設の椅子等を許可なく移動しないこと。
- (2) 観客用の椅子の設置は、開始時間の30分前から行い、休憩中の時間にあつては、観客用の椅子、演奏等に係る機材等を1か所に集積して他の施設観覧者に配慮すること。
- (3) グリーンピアコンサート会場の安全管理及び設置された楽器等の管理は、参加者の責任の下に行うこと。
- (4) 音量等を過大に増幅しないこと。
- (5) 準備、片付け等で都市緑化植物園内に車両を乗り入れるときは、事前に市長の許可を得ること。
- (6) 演奏終了後は、速やかに撤収を行うこと。
- (7) 実施月の3か月前までに財団と打ち合わせを行うこと。
- (8) 前各号に記載のない事項については、市及び財団の職員の指示に従うこと。

7 雑則

この基準に定めのない事項については、市長と協議して決定することとする。